（削る）
（略）
（削る）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第九百号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　工事の区域

高知県香南市香我美町岸本字マノ丸九九六番一七七地先から同県同市同町岸本字マノ丸九九六番一二八地先まで、同県同市同町岸本字ルノ丸三二八番五二地先から同県同市赤岡町字東荒一八三番一地先まで、同県同市吉川町古川字外松ヶ瀬九九〇番九地先から同県同市同町吉原字東浜二八八番一地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域

二　工事の種類

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧

三　工事開始の日

令和七年四月一日

○環境省告示第五十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

第一条　第三号中「別表」を「別表一及び別表二」に改める。

第二条　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表一	別表
［略］	［略］
厚生科学研究費補助金	厚生科学研究費補助金
［略］	［略］
令和六年度予算に係るもの	令和六年度予算に係るもの
［略］	［略］
［略］	［略］
国定公園施設災害復旧事業費補助金	
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金	国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金
［新規］	

漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金
（略）
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金を除く。）